

子引き渡し規定明確化

親権ない親不在でも

離婚夫婦間

法制審議会 要綱案

法制審議会(法相の諮問機関)の民事執行法部会は、離婚した夫婦間で子供を引き渡す際のルールを明確化する要綱案をまとめる方針を固めた。現状では裁判所の執行官が、親権を失った状態で子供と同居する親に拒まれ引き渡しに至らないケースが大半だが、要綱案には、親権のない親の自宅不在時でも執行官が親権を持つ親に子供を引き渡せることなどが明記される見通し。法務省は来年中の同法改正を目指す。

離婚を巡る家裁の審判や調停の結果、親権を失った親から、親権を認められた親に子供をどう引き渡すのかを定めた規定は現行法にはない。裁判所が子供を引き渡すよう命じても、同居の親が従わない場合、執行官が自宅などに出向くが、親が不在だったり拒んだりした場合は断念する運用が続けてきた。

離婚を巡る家裁の審判や調停の結果、親権を失った親から、親権を認められた親に子供をどう引き渡すのかを定めた規定は現行法にはない。裁判所が子供を引き渡すよう命じても、同居の親が従わない場合、執行官が自宅などに出向くが、親が不在だったり拒んだりした場合は断念する運用が続けてきた。

持つ親が昨年子供の引き渡しを求めた107件のうち、執行官が実行できなかったのは約3割の35件にとどまる。元夫婦が顔を合わせて言い争いになり引き渡しができないだけでなく、子供が精神的ショックを受けるケースも少なくなかった。

この状況を踏まえ、引き渡し手続きの明文化を検討してきた同部会は、「引き渡しは同居する親が不在で

もできる」とする内容を要綱案に盛り込む方向で意見がまとまった。「親権者が立ち会えば子供を連れ出せる」との内容も盛り込まれる見通し。要綱案に沿って同法が改正されれば、執行官は親権を持つ親の立ち会

いの下で、同居の親が不在でも子供を連れ出し、引き渡せるようになる。一方、子供の心身の負担に配慮し、執行官が自宅に出向く前に同居の親に制裁金を科して自主的な引き渡しを促す規定なども盛り込

む。また、通学路や公園などの人目につく場所に執行官が出向くことは極力避け、自宅などから子供を力強く連れ出すことも禁じる。同部会は要綱案を近く正式決定し、法制審の了承を得て今秋にも法相に答申する。法務省は要綱案の方向性を反映させた民事執行法改正案を作成、早ければ来年度の通常国会に提出する。

一方、結婚の破綻で国外に連れ去られた子供の扱いを定めたハーグ条約を巡っても、片方の親が日本に連れて戻った子供を元の国に帰すことを拒否するケースが相次ぎ、制度の実効性に

子供の心情に配慮必要

家裁が夫婦のどちらが子供の親権者としてふさわしいのかを丁寧に判断しても、結果が実現しなければ意味がない。今回固まった要綱案の主眼は、親権を持った親に子供を確実に引き渡すことにある。親権のある親の申し立てを受けた執行官による子供の引き渡しを実現した割合は、最高裁が調査を始めた2010年の48%から大きく低下している。今後、要綱案の趣旨が法に明文化さ

れば、こうした状況は改められ、適正な引き渡しを実現する機会が多くなるだろう。一方で、泥沼化した元夫婦の板挟みとなっている子供の心情には配慮が必要だ。執行官が子供の心情を理解するための研修を重ねたり、執行の現場に児童心理の専門家を立ち会わせたりするなど、子供の心身を支える運用上の工夫も求められる。

(社会部 小田克朗)

要綱案のポイント

- ▽執行官による子供の引き渡しは、親権を持つ親が立ち会えば、親権を持たずに子供と同居する親が不在でも行える
- ▽執行官が引き渡しに出向く前に、親権を持たずに同居する親に制裁金を科して自主的な引き渡しを促すなどの手続きを経る
- ▽引き渡しは自宅での実施を原則とする。ただし、子供の心身への影響を考慮し、別の場所で行うこともあり得る
- ▽子供を力強く自宅から連れ出すことばできない

2018年(平成30年) 6月23日 土曜日

読賣新聞